

# 01 | 岡山市環境保全条例の改正の概要

## 1 「環境基本条例」相当規定の独立

環境保全に係る基本理念や施策の基本となる「岡山市環境基本条例」を新たに制定する。これに伴い、「環境保全条例」は公害防止等に係る具体的な手続きや規制を定める条例とする。

## 2 特定建築物制度の廃止

公害が社会問題化していた昭和40年代に盛り込まれた「環境に影響を及ぼす恐れのある建築物を把握するための届出制度」であり、昨今の企業のコンプライアンス意識の向上に伴い、一定の役割を終えた。当該制度を規定した第40条を削除する。

# 02 | 環境保全条例（現行）と環境保全条例（改正案）の構成

- 岡山市環境保全条例（現行） → ○ 岡山市環境保全条例（改正案）

## 前文

### 第1章 総則（第1条－第6条）

### 第2章 ~~環境の保全及び創造に関する基本的施策等~~

- ~~第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）~~
- ~~第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条）~~
- ~~第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条）~~
- ~~第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）~~

### 第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

- 第1節 ~~地球環境の保全（第27条－第28条）~~
- 第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20）
- 第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19）
- 第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条－第37条）
- 第4節 事業活動からの環境保全（第38条－第52条）

### 第4章 ~~環境の保全に関する審議会~~

### 第5章 雑則（第53条－第57条）

### 第6章 罰則（第58条－第68条）

### 附則

### 第1章 総則（第1条－第6条）

### 第2章 ~~削除~~

### 第3章 環境の保全~~及び創造~~に関する重点的施策等

- 第1節 ~~総合的推進~~（第27条）
- 第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20）
- 第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19）
- 第3節 都市生活活動からの環境の保全（第31条－第37条）
- 第4節 事業活動からの環境の保全（第38条－第52条）

### 第4章 ~~削除~~

### 第5章 雑則（第53条－第57条）

### 第6章 罰則（第58条－第68条）

### 附則

## 03

# 岡山市環境基本条例の制定の概要

## 1 「環境基本条例」相当規定の制定

環境保全に係る基本理念や施策の基本となる環境基本計画の策定や環境保全協定などを規定した条例として新たに制定する。

## 2 新たな環境問題への対応

- ・ 前文に、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染の「3つの危機」と言われる地球規模の環境問題のキーワードを用いる。
- ・ 施策の策定等に係る指針（第7条）に、自然資本を守り活かす社会経済活動、気候変動影響への適応、化学物質に対する理解促進など新しいキーワードを採用する。

# 04

## 環境保全条例（現行）と環境基本条例（案）の構成

### ○ 岡山市環境保全条例(現行)

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第6条）

#### 第2章 **環境の保全及び創造に関する基本的施策等**

- ~~第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）~~
- ~~第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条）~~
- ~~第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条）~~
- ~~第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）~~

#### 第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

- 第1節 **地球環境の保全（第27条－第28条）**
- 第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20）
- 第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19）
- 第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条－第37条）
- 第4節 事業活動からの環境保全（第38条－第52条）

#### 第4章 **環境の保全に関する審議会**

#### 第5章 雑則（第53条－第57条）

#### 第6章 罰則（第58条－第68条）

#### 附則

### ○ 岡山市環境基本条例（案）

#### 前文

#### 第1章 総則

#### 第2章 環境の保全に関する基本的施策等

- 第1節 施策の策定等に係る指針
- 第2節 総合的推進のための施策
- 第3節 効果的推進のための施策
- 第4節 環境の保全に関する施策を推進するための体制

#### 第5節 地球環境保全

#### 第3章 環境の保全に関する審議会

#### 附則